

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成28年12月27日

通信販売の定期購入トラブル

〈内容〉

スマートフォンで「お試し価格500円！返金保証付き」という青汁の広告を見つけ、試したいと思い申し込んだ。送られてきた商品は、とても飲みにくかったのですぐに飲むのをやめた。数日前、新たに商品が送ってきた。しかも請求代金は5千円と高額だ。不審に思い業者に連絡すると「6ヶ月の定期購入が前提で、最初の1ヶ月分が500円と契約条件に記載している」との返答だった。申込み画面を確認したら、確かに購入条件の記載はあるが文字が小さくて分かりにくい。初回支払い500円のみで解約してほしい。(60代、男性)

★消費生活センターからのアドバイス

- 「お試し価格」などの広告を見て、試しに注文したが、定期購入が条件になっていたという相談が急増しています。また、業者に連絡しても、電話がつながりにくい、定期購入の条件を理由に解約を拒否されるという相談が目立ちます。
- 事例では、表記のわかりにくさを主張した上で解約を申し入れましたが、最終的に支払額は少ししか軽減されませんでした。返金保証については、「申し出期間が過ぎている」「箱が廃棄されている」との理由で不可能であり、返金するとしてもお試し価格の500円だけで振込手数料を差し引くとのことでした。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度がありませんので、購入前に返品特約や定期購入になっていないかなど、しっかり確認してください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または各市町相談窓口にご相談ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間]平日(月～金曜日)…午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル188(イヤヤ)

長崎市消費生活センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-4222)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1111)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

※他各町にも相談窓口があります